

○宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例

平成十四年七月十七日

宮城県条例第四十一号

〔宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例〕をここに公布する。

宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例

(平二六条例六〇・改称)

地球的な規模での資源・環境の有限性という制約に直面している今日、エネルギー需給システムを今後どのような形で構築していくのかは、二十一世紀の地球社会にとって最重要課題の一つである。

大量生産・大量消費の社会をエネルギーの面から可能にしてきた石油・石炭などの化石燃料は、遠からず資源の枯渇が懸念される一方、排出される温室効果ガスがもたらす地球環境への影響から、使用そのものを抑制することが求められている。

また、我が国の発電電力量の約三割強を供給している原子力は、環境負荷への影響が少なく、電気を安定的に供給するという利点がある反面、核燃料の確保や廃棄物処理等、今後も取り組むべき課題が残されている。

このような状況において、限られた資源を大切に使いながら、地球環境の保全に十分な注意を払い、産業経済の活力を維持しつつ、社会の持続的発展を可能にしていくためには、大量生産・大量消費のシステムが必然的にもたらしてきた大量廃棄の連鎖を断ち、再生可能な循環型社会への変革を強力に推し進めなければならないことは明らかである。

「地球規模で考え、地域に根ざして行動する」ことが求められている今、エネルギー施策を国家施策の問題としてのみ捉えることなく、地域からの発想で自発的かつ積極的な取り組みとして、私たち自らが、毎日の生活の中で大切なエネルギーをより効率的に使用する意識を高め、実践するとともに、環境にやさしい風力や太陽光・熱などを利用した再生可能エネルギー等の活用に努めることによって、限りある資源と良好な環境を可能な限り将来に引き継いでいく必要がある。

このような認識に立って、地球環境問題の解決に貢献し、持続的な発展を可能とする循環型社会を築き上げるため、私たちができる役割を最大限に自ら果たすことを決意し、この条例を制定する。

(平二六条例六〇・一部改正)

(目的)

第一条 この条例は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進について、県、市町村、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることにより施策を総合的かつ計画的に推進し、もって環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築並びに現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(定義)

第二条 この条例において「再生可能エネルギー等」とは、次に掲げるエネルギー又はエネルギーの利用形態をいう。

- 一 太陽光を利用して得られる電気
 - 二 太陽熱又はこれを利用して得られる電気
 - 三 風力を利用して得られる電気
 - 四 水力発電設備(出力三万キロワット以下の規模のものに限る。)で発生させる電気
 - 五 波力、潮汐^{せき}又は潮流を利用して得られる電気
 - 六 海水、河川水その他の水を熱源とする熱
 - 七 雪又は氷(冷凍機器を用いて生産したものを除く。)を熱源とする熱
 - 八 地熱又はこれを利用して得られる電気
 - 九 バイオマス(新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法施行令(平成九年政令第二百八号)第一条第二号に規定するバイオマスをいう。)を利用して得られる燃料、熱又は電気
 - 十 燃料電池を利用して発生させる電気
 - 十一 工場、変電所等から排出される熱その他の排出されている熱を再利用して得られる熱又は電気
 - 十二 発電と同時に得られる熱の給湯、暖房、冷房その他の用途への利用
 - 十三 天然ガス、メタノール又は電気の自動車動力源への利用
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、環境への負荷が少ないエネルギー又はエネルギーの利用形態であって、規則で定めるもの
- 2 この条例において「省エネルギー」とは、エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいう。

(平二六条例六〇・一部改正)

(県の責務)

第三条 県は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施する責務を有する。

2 県は、市町村が再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策を策定し、実施しようとする場合には、必要に応じ、助言、情報の提供その他の支援を行うものとする。

3 県は、その事務事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に努めなければならない。

(平二六条例六〇・一部改正)

(市町村の責務)

第四条 市町村は、その事務事業の実施に当たっては、自ら率先して再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に努めなければならない。

2 市町村は、県が実施する再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(県民の責務)

第五条 県民は、その日常生活において、自ら再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(事業者の責務)

第六条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、自ら積極的に再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力するものとする。

3 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十五号に規定する発電事業者は、自ら再生可能エネルギー等(電気に限る。以下この項において同じ。)の発電を行い、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同項第十三号に規定する特定送配電事業者は、自ら再生可能エネルギー等を買取り、同項第三号に規定する小売電気事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者は、その行う同法第二条第一項第一号に規定する小売供給の用に供する電気として自ら再生可能エネルギー等を利用することにより、再生可能エネルギー等の供給に可能な限り努めなければならない。

(平二六条例六〇・平二八条例一五・平二九条例一七・一部改正)

(連携の推進等)

第七条 県は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策の策定及び実施に当たっては、国、他の地方公共団体、大学その他の研究機関、県民、事業者及び民間非営利活動団体その他の民間団体(以下「民間非営利活動団体等」という。)との十分な連携を図るとともに、相互の緊密な協力が増進されるよう努めるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(基本方針)

第八条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

一 地域特性に応じた再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を図ること。

二 県民の日常生活における様々な場面に応じた再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を図ること。

三 事業者の業態に応じた再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を図ること。

四 再生可能エネルギー等及び省エネルギーに係る技術開発の動向に応じた再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を図ること。

五 再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関連する産業及び人材の育成に努め、地域の雇用創出を図ること。

六 再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に積極的に取り組む地域づくりに努め、地域の活性化を図ること。

(平二六条例六〇・一部改正)

(基本計画)

第九条 知事は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、前条の基本方針に基づき、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 本県の地域特性に即した再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 知事は、三年ごとに、基本計画の推進の状況について調査を行い、その結果を公表するものとする。

7 知事は、前項の結果等を勘案し、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(平一五条例一・平二六条例六〇・一部改正)

(普及啓発)

第十条 県は、県民及び事業者が再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進の必要性についての理解を深めるとともに、これらのものの自発的な活動を行おうとする意欲が増進されるよう普及啓発に努めるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(民間非営利活動団体等の自発的な活動への支援)

第十一条 県は、県民、事業者又は民間非営利活動団体等が行う自発的な活動で再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に資するものについて、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(関連産業の振興)

第十二条 県は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関連する産業の振興のため、事業者が行う事業活動で再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に資するものについて、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(研究開発の促進等)

第十三条 県は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に資する技術の向上を図るため、研究開発の促進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(表彰等)

第十四条 知事は、再生可能エネルギー等の導入及び省エネルギーの推進に関して特に功績があると認められるものに対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(県民意見の反映)

第十五条 県は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策に、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(財政上の措置)

第十六条 県は、再生可能エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する施策を着実に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(平二六条例六〇・一部改正)

(宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会)

第十七条 県は、基本計画その他重要事項を調査審議するため、宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

- 2 審議会は、知事が任命する委員二十人以内で組織する。
- 3 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 5 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
- 8 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

9 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

10 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平二六条例六〇・一部改正)

(規則への委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成十四年十月一日から施行する。

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成一五年条例第一号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、同日以降の計画の策定、変更又は廃止について適用する。

附 則(平成二六年条例第六〇号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進条例(以下「旧条例」という。)第九条第一項の規定により定められた基本計画は、改正後の宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー促進条例(以下「新条例」という。)第九条第一項の規定により定められた基本計画とみなす。

(委員の任命及び任期の特例)

3 この条例の施行の際現に旧条例第十七条第二項の規定により任命された宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の委員である者は、この条例の施行の日において新条例第十七条第二項の規定により宮城県再生可能エネルギー等・省エネルギー等促進審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第十七条第二項の規定により任命された宮城県自然エネルギー等・省エネルギー促進審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成二八年条例第一五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則(平成二九年条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。